

平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度  
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～  
地域人材コース 「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」  
申請の手引

やまがたグローバル人材育成推進協議会

平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コースへの応募学生の申請を行う「やまがたグローバル人材育成推進協議会」に所属する山形県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（以下、「大学等」という。）は、平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度 地域人材コースの対象となる各地域事業の募集要項を確認した上で申請手続きを地域事業ごとに行う必要があります。

「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」（以下、「本事業」という。）への応募学生の申請を行う場合は、平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度 地域人材コース「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」募集要項（以下、「募集要項」という。）を確認した上で手続きを行ってください。

本事業の申請手続きは原則として、日本代表プログラムの他の申請コース（①理系、複合・融合系人材コース、②新興国コース、③世界トップレベル大学等コース、④多様性人材コース）と同様です。ただし、下記のとおり、対象となる学生の要件や申請書類の提出締切日、提出先等については本事業独自のものとなっておりますので、御注意ください。

【参考】日本代表プログラム（4コース）募集要項

<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

「募集要項」－③応募の手引

1. 学生の申請にあたって確認すべき要件

項目	内容	参照箇所
(1) 学生の留学計画の要件	<p>支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。</p> <p>①平成 30 年 8 月 11 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に諸外国において留学が開始される計画。 なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。</p> <p>②諸外国における留学期間が 28 日以上 2 か月以内（1 か月半程度推奨） 留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。 ※留学期間終了後、1 か月以内に帰国する必要があります。</p> <p>③留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」と</p>	募集要項：第 5 項「(2) 留学計画の申請要件」

項 目	内 容	参照箇所
	<p>いう。)が存在している計画 ※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。</p> <p>④在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画 ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画 ※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。 ⑥留学先が、外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画</p>	
(2) 支援の対象となる派遣留学生	<p>本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。</p> <p>(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生 (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生 (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生 (4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生 ※詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照 (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生 (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生 (注) 採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めます。 (7) 平成30年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生 (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生 ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認するこ</p>	<p>募集要項：第9項「派遣留学生の要件」</p>

項 目	内 容	参照箇所
	<p>と。</p> <p>※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。</p> <p>※日本学生支援機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続きを行ってください。</p> <p>(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生</p> <p>※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航開始前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。</p> <p>(10) 本制度の平成 30 年度後期（第 9 期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）及び平成 30 年度（第 4 期）高校生コースに応募していない学生（既により上記 4 コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記 4 コースの応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。</p> <p>(11) 山形県内の高等教育機関に在籍する学生</p> <p>(12) 在籍する大学等を卒業後に山形県内の企業等に就職する等、地域に定着し、地域の発展に貢献することを希望する学生（卒業後に進学する場合は、進学先の大学院を修了した後）。</p> <p>なお、学年や学部、専攻等については問いません。ただし、学士課程 3 年生、修士課程 1 年生、高等専門学校 4 年生、短期大学 1 年生を推奨します。</p>	

## 2. 申請書類、申請データの作成・提出について

### (1) 申請書類等のダウンロード先及び提出期限

ダウンロード (URL)	
やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/international/tobitate	
応募学生から在籍大学等への提出締切日	大学等から地域協議会への提出締切日
在籍大学等で設定された期限	平成30年5月1日(火)17時必着

### (2) 申請書類、申請データ作成に当たっての留意事項等

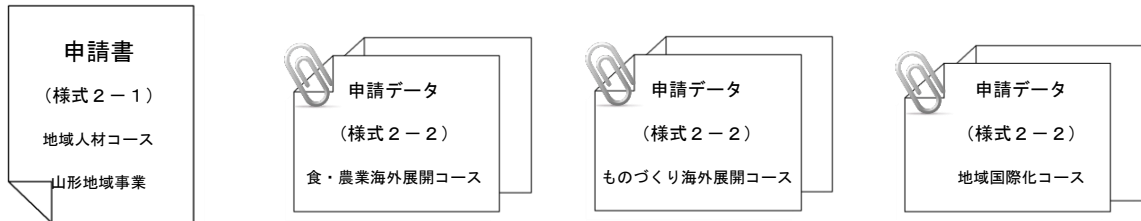
様式番号	様式等名称	申請書類 (紙媒体)	郵送部数	申請データ (電子媒体)	
各様式共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>様式の変更は基本的には一切行わないでください。</li> <li>項目の追加や削除、順序の変更はしないでください。</li> <li>様式のコメント等に従って入力、作成してください。</li> <li>入力はパソコンを使用してください。</li> <li>表記は日本語としてください。</li> <li>「学校コード」は海外留学支援制度コード表を参照してください。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>カラー、白黒印刷どちらでも可能ですが、不明瞭にならないように留意してください。</li> </ul>		以下の申請データ(電子媒体)を準備し、メール送付してください。	
応募学生用	様式1	留学計画書	サイズ A4サイズ 印刷 片面  ・写真については、 <b>写真データを貼付し印刷</b> してください。  ・確認要件(受入機関・JASSOの第二種奨学金の家計基準)については、必ず確認してください。	・Excelファイル (自由記述証、受入許可書等の作成ソフトは不問)  ・PDFファイル(3MBまで)	
			サイズ A4サイズ 印刷 片面  【受入許可証等】 ・申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。 ・日本語、英語以外の言語で記載されている場合は、機関名や受入れ期間等、受入れ許可に係る部分に日本語の訳文をつけてください。		
大学等用	様式2-1	申請書	サイズ A4サイズ 印刷 片面	1部	-
	様式2-2	申請データ	サイズ A4サイズ 印刷 片面	1部	・Excelファイル
提出先		※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続き及び質問等を行ってください。 やまがたグローバル人材育成推進協議会 (事務局:山形大学教育・学生支援部国際交流課内) 住所:〒990-8560 山形県山形市小白川町1-4-12			やまがたグローバル人材育成推進協議会 (事務局:山形大学教育・学生支援部国際交流課内) メール: rgkokusai@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

### 3. 申請書類（紙媒体）の取りまとめ・提出方法

#### (1) 大学等作成申請書類

申請書（様式 2-1）を一番上にし、応募学生毎の申請データ（様式 2-2）をとりまとめ、左上をクリップ止めしてください。

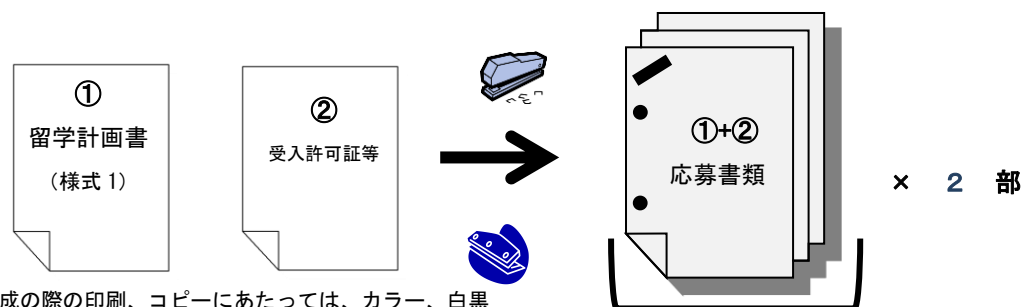
- ・平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度申請書（様式 2-1）
- ・平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度申請データ（様式 2-2）



#### (2) 応募学生から提出された申請書類

以下の書類を①～②の順番に並べ左上をステープル止めし、左横に 2 穴をあけたものを **2 部**用意してください。

- ①平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書＜山形県＞（様式 1）
- ②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し



※ 1 部作成の際の印刷、コピーにあたっては、カラー、白黒  
問いませんが不明瞭にならないよう留意してください。

応募書類セット

- ・応募学生から提出された応募書類セットを封筒等に入れてください。その際、封筒等の分かりやすい箇所に「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム、学校コード、大学等名」を明記してください。

### 4. 申請データ（電子媒体）の提出方法

以下のデータを提出先へ電子メールで送付してください。

データ名		データ形式
(1) 平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書＜山形県＞	様式 1	Excel ファイル
(2) 平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度申請データ	様式 2-2	
平成 30 年度後期（第 9 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書＜山形県＞ 自由記述申請書、留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し（任意）	様式 1	PDF ファイル （3 MB まで） ※左記データを一括で PDF 変換し、1 つのファイルにまとめてください

以上